

## FIA國際控訴審判所(ICA)規則

## 序 文

国際控訴審判所（International Court of Appeal、以下「ICA」という。）は、国際自動車連盟（Federation Internationale de l'Automobile、以下「FIA」という。）の定款、規約および国際モータースポーツ競技規則（International Sporting Code）を遵守せしめることを目的として、同所に付託された紛争を解決するために本規則の適用および解釈を行うことを任務とする。

## 第 1 章 任 務

### 第 1 条 紛争を裁定する権限

国際控訴審判所は、FIA定款、スイス法下にあるFIA機関の定款、または FIAが制定した諸規則の適用に由来するあらゆる紛争および対立を最終審裁判所として裁定すること、FIA加盟団体間のスポーツに関わる紛争を決すること、または、FIA会長から付託されるスポーツに関するあらゆる紛争を審問することを任せられている。

以下も審問する。

- 1) FIA定款に定めるFIAの諸機関の下した決定に対するFIA加盟団体からの控訴(加盟、抹消、懲罰等)。
- 2) 国際モータースポーツ競技規則第180条の第1パラグラフの規定を損なうことなく、国内スポーツ統括団体(以下、ASNという)またはその司法機関が下した裁定に対して提起された控訴。オーガナイザー、競技参加者、競技運転者またはその他の許可証所持者からの控訴は、いずれも所属ASNによってのみ提出され得る。
- 3) 競技会審査委員会の裁定に対する控訴のうち、当事者全員が合意し、それぞれの所属ASNの協力と同意を得たうえで、競技の行われた国の国内控訴裁定機関ではなく国際控訴審判所に直接提出することを決めて提出された控訴。

- 4) F I Aの主要選手権競技会において、当事者のいずれかによって、競技会審査委員会の裁定に対して提出された控訴。本項の対象となる競技会のリストは、世界モータースポーツ評議会（World Motor Sport Council）によって定期的に更新される。この場合、当該A S Nは、この控訴に対する協力と同意を拒否することはできない。
- 5) 世界モータースポーツ評議会が課した罰則の対象となったオーガナイザー、競技参加者、競技運転者、その他の許可証所持者、または、その他のあらゆる個人、団体に代わってA S Nが提出した控訴。
- 6) F I AがF I A会長権限に基づいて提出した次の控訴：
  - － F I A選手権競技会における競技会審査委員会の裁定に対する控訴。
  - － A S Nまたはその司法機関が下した決定に対する控訴。

## 第2条 調停権限

スポーツに関わる紛争またはスポーツ以外の一般的な規則に関する紛争を最終的に仲裁を通じて解決させたいと希望する2つ以上のF I A加盟団体は、F I A会長に対し当該事案をI C Aに付託するよう要請することができる。

## 第3条 諮問権限

F I A会長は、F I Aの競技関係諸規則およびF I Aの定款・諸規約の適用に関して、拘束力を持たない解釈を得ることを目的として、I C Aに事案を付託することができる。明確な解釈に達するために、I C Aは、あらゆる専門家、証人、あるいは、それに相応しい経験を持っていることの明らかな人物の助言を求めることができる。

# 第2章 I C Aの構成

## 第4条 I C A委員

I C Aは、異なる国々から選ばれた18名の正委員とそれと同人数かつ同国籍の代理委員とから成る。

これらの委員は、法律とスポーツの両方に関わる国際的な権能を持った合議体を構成する。委員は、F I A加盟団体から推薦を受けた者の中からF I A総会において3年間の任期で選出される。正委員の3分の1とその代理委員は毎年改選され、退任した委員はF I A加盟団体の再推薦を得れば再度選挙に立候補することができる。

世界モータースポーツ評議会あるいはF I A専門委員会の委員は、I C Aの委員になることはできず、また、その逆の場合も同様とする。

正委員の辞任、行為能力の喪失、死去があった場合には、残りの任期について、F I A加盟国が他の委員を選出するものとする。

### **第5条 I C Aの独立性**

I C Aの委員は、本規則およびすべてのF I A規則の適用を尊重し、I C Aの独立性を維持するために、完全な客観性と独立性を持って職務を遂行する義務を負うことを承諾しなければならない。それぞれの委員は事案の当事者と利害関係があってはならず、また利害関係を持ってはいけない。全委員は、当事者すべてあるいはその一方との関係において、自分自身の独立性が損なわれる疑いのある状況が生じた場合には直ちにそれを明らかにする義務を負う。また、I C Aの委員は、自分自身が所属する組織が事案の当事者または当事者の顧問と関係を持っている場合や、自分が組織に所属しているまたはその他の何らかの立場で職務を遂行している場合には、自分自身には当該審理に参画する資格が無いことを自発的に宣言しなければならない。I C Aの正委員および代理委員は、その任期中および退任後もI C Aの誠実性と独立性を尊重する旨の誓約書に署名すること。

I C Aの正委員および代理委員はI C Aにおける審議に関して守秘義務を負う。

### **第6条 I C A顧問 (Counsel to the ICA)**

当人が出席できない場合を除いて、I C Aには、アドバイザーとしての役割に徹する一名の顧問 (Counsel) を置く。顧問は法律専門家であることとし、手続きが適正に行われ、当事者双方の権利尊重が保障されていることを確認することを任務とする。

I C A顧問は、I C A大会 (Congress of the ICA) の提案に基づき、4年の任期でF I A総会において選出される。

### **第7条 I C A事務局長 (Secretary General) および I C A事務局 (ICA Secretariat)**

I C Aには事務局長 (Secretary General) と業務管理担当者から成る事務局 (ICA Secretariat) を含むこととする。事務局長の担うべき機能は現行の本規則が定める。

事務局長はI C Aのすべての会議を招集する責任を持つ。

事務局長は、毎年、中でも次のことを行う。

- ・ F I A加盟団体に対して、退任する正委員および代理委員の後任候補者の選任を要請する。
- ・ F I A総会にI C Aの活動報告書を提出する。

I C A事務局長は、I C A大会の提案に基づき、F I A総会において4年の任期で選出される。

I C A事務局は、I C Aによって下されたすべての決定内容を完全に保管するものとする。

### **第8条 I C A大会 (Congress of the ICA)**

I C A大会 (Congress of the ICA) は、18人の正委員から成り、次の任務を果たす。

- ・ メンバーの中から任期1年の会長 (President) および副会長 (Vice President) を選出する。
- ・ これら規則の改正をF I A総会に提案することができる。
- ・ F I A総会に対して、任期4年のI C A事務局長の候補者を提案する。
- ・ F I A総会に対して、任期4年のI C A顧問の候補者を提案する。
- ・ I C Aの機能状況を精査する。
- ・ 正委員および代理委員に対する本規則第5条に定める義務の不履行の申し立てを精査する。

I C A大会は年1回以上開催される。有効となる会議の結果について、議案ごとに、メンバーの3分の1以上の定数に達しなければならず、達し

ない場合はいかなる決定もすることはできない。議事の決定は、議場での投票の場合も、緊急時に、FAX、e-mailまたは電話会議によって行なわれる書面による投票の場合も、投票者の過半数の投票をもってこれを行い、得票が同数の場合には、会長の票がこれを決する。代理委員は、自国の正委員からの委任状がある場合には、ICA大会に参加して投票に加わることができる。

ICA顧問およびICA事務局長はアドバイザーとして会議に加わるのみであり、投票権を持たない。

## **第9条 審問**

ICAの審問においては、3名以上の委員からなる合議体が設けられる。出席した委員が1名の委員長 (President of the hearing) を選出する。当事者と同じ国の出身者は委員になることはできない。

ICA事務局長は毎回の審問の召集と委員の選任に責任を負う。

事務局長は、ICAにより合議体の構成員として選ばれていない者に対して、審判員を要請することがある。この審判員は合議体の中で少数派であることが条件である。

すべての当事者に対して、適切な余裕をもって控訴の審問日時が通知されねばならない。

当人が出席できない場合を除いて、審問の際、ICAは任務の遂行にあたって、手続きが適正に行われ、当事者双方の権利尊重が保障されていることに責任を負うICA顧問から支援を受けることができる。

FIAの代理人としてのFIAスポーツ部門の事務局長本人、および／または、当該審判所へ提出された紛争の内容によっては、FIAモビリティと自動車部門の事務局長、および／または、FIAの法務担当者および／またはすべての審問に参加する権利を与えられた、FIAが必要であると判断した他の代表者。

## 第3章 手続き

### 第10条 ICAの所在地

ICAの所在地は、パリ市コンコルド広場8番地である。ただし、状況によっては、すべての当事者の意見を聴取した上で、ICA事務局長は他の場所において審問を開くこと決定することができる。

### 第11条 ICAの公用語

ICAの公用語はフランス語および英語である。同時通訳が提供される。当事者の一方が、仏語または英語以外の言語を用いることを望んだ場合には、ICA事務局にできる限り早く、遅くとも宿泊申請するまでに知らせ、当該当事者は自ら費用を負担して、口頭陳述を仏語または英語に訳すために必要な資格のある通訳を雇うこととする。

いかなる場合も控訴趣意書と抗弁趣意書はフランス語および英語の両方で作成されるものとする。委員長は必要ならばこの義務を調整し議事を進行する権利を与えられる。

### 第12条 代理

召喚された当事者は、審問に自身が出席しなければならない、または、もし実在するのであれば、それを代表するオフィシャルを派遣するものとする。もしくは召喚された当事者が、審判所の理解し得る欠席理由を供した上で、完全に出席できない場合において、その当事者が希望すれば、彼らを代理できる弁護士を置くことができる。ただし、第18条による当事者あての召喚状中に定められる期限内に、代理人の素性をICA事務局に伝えなければならない。

当事者が審問に欠席しても審議の進行が中断されることはない。

### 第13条 通知および連絡

あらゆる連絡はICA事務局を通じて行われることとし、同事務局は、あらゆる文書の送受信と保管に関して当事者およびICAのメンバーに対して責任を負う。また、ICAから当事者あてのあらゆる通知文書および召喚状を発行するのもICA事務局である。

I C Aにおいては、あらゆる書簡／文書について、A S N（またはF I A加盟団体）から送られて来たものでなければ受け付けない（競技許可証所持者、競技参加者許可証、運転者許可証所持者およびそれらの代理人からは受け付けない）。

A S Nは、自国の許可証所持者に対して、自らの代わりにI C Aと直接文書連絡と通信を行う権限を与えることを、I C Aに書面で届け出ることができる。ただし、A S Nから提出しなければならない第14条に記載された不服申し立ての通知は除く。与えられた権限に従い、条件を遵守しているかを監視することはA S Nの責任である。

#### **第14条 控訴の通知**

控訴の正式通知は、A S NまたはF I A加盟団体によってI C A事務局に対して文書、ファックスまたはEメールを用いて行われなければならない。事務局は提出された控訴を受けた時間と日付が記された「領収の確認書」を交付しなければならない。送った時間ではなく、事務局が受け付けた時間はすべての締め切りを決定するものである。

控訴の通知には次の事柄を含まなければならない。

- ・ 控訴人の属性（参加者、運転者、主催者、A S N、F I A加盟団体など）。
- ・ 控訴の対象とする裁定、および、I C Aに提起する控訴趣意書。
- ・ I C Aに対して控訴料金が払い込まれたことを証明する書類。
- ・ 控訴人を代表するA S NまたはF I A加盟団体の正当な代表者の署名。

控訴が競技会審査委員会の裁定に対するものである場合には、当該裁定の公表から1時間以内に、文書により、控訴の意思があることを当該競技会審査委員会に伝えていなければならない。

#### **第15条 控訴料の支払い**

I C Aへの控訴通知にあたっては料金が徴収される。この料金は、定期的にF I A総会にて見直しが行なわれる。現行の控訴料は6,000ユーロであり、他の費用は含まれない単独のものである。

この控訴料は、その後控訴の手続きを進めるか否かにかかわらず、控訴の意思を通知した段階で支払い義務が生じる。

#### **第 16 条 控訴の棄却または取り下げ**

もし控訴人が、控訴を行った後に、それを取り下げを望むのであれば、F I A加盟団体が文書によりその要請を行うこと。取り下げの申請は、その後の I C Aにおいて審議される。

I C Aが控訴を根拠のないものとみなした場合には、当該控訴人は、その他のあらゆる料金に加えて、最高で 150,000 ユーロの罰金の支払いを要求される可能性がある。

#### **第 17 条 控訴通知の期限**

A S NまたはF I A加盟団体からの控訴通知提出期限については次のとおり。

A S NまたはF I A加盟団体は、次に記す期限内に、I C A事務局に対して控訴の通知を送らなければならない。

- ・ 競技会審査委員会の裁定に対する控訴の場合：競技会審査委員会の当該裁定が公表されてから 48 時間以内に控訴を通知すること。ただし、当該裁定の公表時間から 1 時間以内に、当該裁定に対する控訴提出の意思があることが文書で競技会審査委員会に対して通知されていなければならない。ただし、当該裁定が休日に公表された場合には、翌週の就業初日の午前 0 時から 48 時間を起算する。
- ・ A S Nの司法機関の裁定に対する控訴の場合：国内裁定機関の裁定通知から 7 日以内に控訴を通知すること。
- ・ F I Aが行ったF I A定款記載事項に関する決定（加盟、抹消、懲罰など）に対する控訴は、当該決定が通知されてから 7 日以内に通知すること。

F I Aが控訴を提出する場合の通知期限は次のとおり。

- ・ 当該決定を通知された時点から、あるいは、当事者の一人または複数から書面による控訴通知または書面による控訴趣意書（grounds of appeal）を当該決定に係するF I Aの事務局長が受け取った時点か

ら起算して7日以内にICA事務局に通知しなければならない。

## 第18条 控訴審問に関する確認

控訴通知が送達されて控訴料が払い込まれたならば、ICA事務局長は速やかに当事者に対して召喚状を発送して、審問開廷の日時と開廷場所を知らせる。

## 第19条 趣意書

ASNは、控訴通知を行いしだい、仏英二ヶ国語によるICAあての控訴を目的とした趣意書をICA事務局へ送らなければならない。ICAはそのコピーを被控訴人に送り、被控訴人はそれを受け取ってから抗弁趣意書(written defence)を提出することができる。

控訴趣意書および抗弁趣意書には、ひとつひとつの主張(箇条書きでもよい)、いかなる救済措置を求めるのか、法廷で使用しようとする証拠物件の一覧表(画像・音声の録画録音、写真、グラフ類、審問を受ける証人、識者または専門家の本人証明を含む)とそれらの物を証拠として法廷に提出する理由を記述し、当事者が拠り所としたい証人または識者による陳述書または専門家による意見書のコピーを添えること。仏英二ヶ国語によるこれらの書類は、複写10部をICAに郵送すると同時に、その発送日に、ファックスまたはEメールにてICA事務局に送らなければならない。

控訴趣意書と抗弁趣意書は、事務局長により設定された召喚状の時間制限内に提出されなければならない。これらは少なくとも各当事者に8日以内に渡されるが、必要と判断される状況においては、ICA事務局長は、当事者に諮ったうえで、控訴趣意書および/または抗弁趣意書の受付期限を短縮することができる。

この場合、控訴趣意書と抗弁趣意書は参加者に公開される。

審問に参加する権利を有する第三者は、ICA事務局長が設定した時間内に書面を提出する権利を与えられる。どの書面も、当事者に公開される。

当事者は、いったん相互に控訴趣意書および抗弁趣意書を提示しあった後は、例外的な場合と委員長の許可を得た場合を除き、審判所にさらに書面や証拠を提出することは認められない。

## 第 20 条 審判長の指示

適切な申請を受け付けた場合において、委員長は、I C A 事務局長が設定した時間外に例外的状況での更なる証拠の提出が明らかな場合について、審問および、審理全体の遂行に関して指示を発することができる。これらは、審問される権利を有する当事者および第 3 者、専門家または証人、当事者が審問される方法（ビデオ会議設備の使用と他の連絡手段を含めた）を含む。

## 第 21 条 審問の遂行

審問は対審の原則に従い、委員長は、必要であれば証人または識者、専門家を入廷させずに、まず控訴人に、そして次に被控訴人の順序で、当事者それぞれに主張を述べさせる。

関係当事者による審問後、証人、識者、専門家への審問が行われる。全当事者が、証人、識者、専門家に対して、その証言に関して質問を行う権利を持つ。

証人には証言を行う権利があるが、それを行った後は、委員長の指示で法廷に留まり、他の証人に話しかけて証言に影響をおよぼすようなことをしてはならない。

I C A は証拠を提供する専門家の審問、および／または、専門家による報告書の提出を要請することができる。

I C A は、当事者とは無関係に、第 1 条に則って、F I A の主要選手権競技会の参加者のうちから、I C A の裁定結果次第では直接かつ重要な影響を蒙る可能性のある者を、要請に応じて審問することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、I C A に対して書面により審問を要請すること。他の当事者も、審問を特別に受けられるよう、委員長あての趣意書で I C A に申し込んでもよい。当該当事者に審問することが I C A のためになるのであれば、委員長の決定で、当事者が書面提出と審問に出席することが認められる。

F I A は、控訴の権利を損なうことなく、すべての審問に出席し、審問において口頭で行なった意見陳述内容を書面で提出する権利を有する。

F I Aは、証人、識者または専門家、技術アドバイザーを召喚することもできる。なお、この召喚はそれぞれの人物の証言が審問で必要と判断し得る場合に行なわれる。

委員長は、最終陳述をさせるにあたっては、まず被控訴人に、そして次に控訴人の順序で行う。

委員長とは、審問の進行を司る責任を負う者を言う。委員長は、状況に応じて異なった進行、および適切な場所で当事者へ答弁の権利を与えることを決定することができる。

審問の終結にあたっては、別に下記第 23 条で定める場合を除いては、当事者はそれ以上の証拠提出を行うことは認められない。

I C Aは、すべての当事者、証人、専門家の審問を終えたのち、I C A委員のみによる審議を行ったうえ裁定を下す。

## **第 22 条 裁 定**

I C Aは、控訴の容認・棄却、すでに課せられたペナルティーの確定・取消・軽減・加重を決することができる。競技会の結果成績についてはこれを無効とすることはできるが競技会のやり直しを命ずることはできない。I C Aの裁定には理由が付される。

審問の終結にあたって委員長は適切な裁定書の通知日時を通告する。裁定書は、原則として、仏英二ヶ国語で発表される。裁定書のコピーはファックスまたはEメールおよび郵便にて当事者に送られる。関係者から書面による要請があった場合には、I C A事務局はコピーを配付することができる。

I C A事務局長から当事者への通知が行われ次第、即刻、裁定は効力を発する。

## **第 23 条 緊急審判制度**

I C Aは、極めて緊急の事態においてのみ、緊急手続き手順によって可能な限り速やかに開廷される。ただし、この手順を行う際は、全審問当事者の権利をそれでもなお尊重しなければならない。この手順では、電話もしくはビデオ会議を要求することができる。

この緊急審判団による裁定は、一時的なものとする事ができる。最終的裁定は、後日実施する審問を経たうえ確定されるものとする。

#### **第 24 条 I C A の費用負担および控訴料金の返還**

I C A は提出された控訴に対して裁定を下すにあたり、その裁定に基づき、費用の負担について決定を行う。この費用は、I C A 事務局が計算する。また、この費用は I C A 事務局によって確定され控訴当事者の用により生じた費用または弁護士報酬は含まれない。

裁判所が反対の決定をした場合を除いて、控訴が棄却された場合には、払い込まれた控訴料は一切返還されない。控訴が一部根拠のあるものと裁定された場合には、控訴料の一部が返還され得る。また、控訴が完全に認められた場合には、その全額が返還され得る。

#### **第 25 条 再審の権利**

I C A が裁定を下した後に、当該案件を当初 I C A で扱った際には分らなかったが、問題となりそうな、または I C A の当該裁定を修正させ得るような、新たな重要な証拠が発見された場合には、I C A は、当事者の権利を尊重し、かつ手続きについての現行規則の条件を尊重する手続きに則ったうえで、その裁定を再審議することを決定することができる。I C A は、当該案件を再審議するかどうかを決定する権利も保有する。もしくは、当事者の一つ、および／または再審後に下される何らかの決定により直接影響を受ける当事者の一つ、あるいは F I A から請願が出された場合、再審を行うことができる。

再審が認められるためには、当事者または F I A による I C A に対する再審の請願は、再審の対象となる裁定が最初に下された年の 11 月 30 日以前に提出されなければならない。

#### **第 26 条 透明性および公開**

次の措置は、競技に関係する紛争に限って適用される。

- ・ I C A に提訴された事案ごとに、審問の日時、対象となった選手権(または競技会)、争点についてプレスへの通知がなされる。
- ・ それぞれの審問について、事務局に対して書面による申請を行ったジ

ジャーナリストおよびオブザーバーに対して、収容スペースに応じて傍聴を認めることがある。申請者数が収容人数を上回る場合には、別室にて特設テレビの同時中継によって審問の推移を追うことが許される。ただし、録音および録画は許可がなければ許されない。

競技と関係のない案件、諮問案件または調停案件が I C A に持ち込まれた場合には、当事者が、委員長の同意を得て、他の方法を望んだ場合を除き、審問は非公開とする。

## **第 4 章 その他**

### **第 27 条 規則の解釈および改正**

本規則は仏英二ヶ国語で作成される。解釈に相違がある場合は仏文をもって正文とする。

本規則の改正は I C A 大会からの提案に基づき F I A 総会がこれを決定して初めて効力を発するものとする。

### **第 28 条 他の紛争解決方法について**

なお、本規則のいずれの条文も係争当事者が裁判所に訴え出る権利を妨げるものではないが、当該係争当事者が別途あらかじめ承諾している紛争解決の手段または方法を事前にすべて尽くす義務を果たした後でなければ裁判所に訴え出ることは認められない。

すべてのライセンス所持者および競技参加者は、ライセンスを取得し、かつ／または、F I A 国際カレンダー記載の競技会への参加を申し込んだうえは、I S C（国際モータースポーツ競技規則）および現行の各規則において示された手続きを第一に用いる義務のあることを認めこれを受け入れるものとする。

ただし、前記に定めるところを損なわずして、当事者の一人が、I C A に替えて裁判所等他の法廷に訴えを起こすこと、あるいは他の法廷を補完的に用いることを求める場合には、その者は、本規則の定める義務の存在について、たとえその義務の適用について異存があったとしても、必ず事

前に当該法廷に知らしめることを承諾しているものとする。

さらに、当事者の一人が、国際控訴審判所に替えて裁判所等他の法廷に訴えを起こすこと、あるいは他の法廷を補完的に用いることを求める場合には、最も速やかに、少なくとも当該行動を起こす時点で、それをF I Aに適切に通知するものとする。

## **翻訳時注**

**1) F I A加盟団体 FIA members**

は変更なしとしました。

**2) 条文のタイトルも変更なしとしました。**